



教育

第58回長与町民文化祭

参加者募集

申・問 生涯学習課 ☎801-5682

申 申込書(役場2階生涯学習課にあり)を提出

【舞台部門】 所 町民文化ホール

●町民芸能祭

時 11月6日㊁

対 町内在住者または町文化協会員で、主に芸能部門を日々練習している個人・グループ

△ 9月9日㊁

●町民音楽祭

時 11月7日㊂

対 町内在住者または町文化協会員で、音楽活動をしている個人・グループ
※基本生演奏

△ 9月9日㊁

【展示部門】 所 町民文化ホール

●文化作品展

時 11月6日㊁・7日㊂

対 町内在住者または町文化協会員で、小学生以上の個人・グループ(町内小中学校の児童・生徒は、学校作品展に応募してください)

内 部門 文芸・絵画・手工芸・写真・書・生花・園芸

点数 1人1点

△ 9月30日㊁

【囲碁大会】 所 老人福祉センター

時 11月7日㊂

申 電話で申込み

井川 ☎080-2722-9676

△ 10月29日㊁



問 問い合わせ 時 とき 所 ところ

対 対象 内 内容 定 定員 料 料金

時 9月10日㊁

13時30分～15時30分

所 町老人福祉センター

対 町内在住で介護に関心がある方

内 車椅子体験(実技)

申 初めて参加される方は事前に連絡をお願いします。

●認知症介護者リフレッシュの集い

認知症介護者同士の相談、情報交換、学習、交流などを通した身体的・精神的負担の軽減を目的としています。

時 9月16日㊁ 13時30分～15時

所 町老人福祉センター

対 町内在住で、在宅で認知症者を介護している方、していた方。また、家族介護について学習を希望する方。

申 初めて参加される方は事前に連絡をお願いします。

65歳以上の皆さん、ながよ『ねこの手ポイント』に参加しませんか?

申・問 町ボランティアセンター(町社会福祉協議会内)
☎883-7588

対 65歳以上の介護認定をうけていない方で、介護保険料の未納がない方

内 町内のデイサービスやグループホームなど高齢者施設でのボランティア活動や、自宅での支援などを行うとポイントが付与。ポイントは交付金(最大5,000円)や商品券(最大6,000円分)などに交換できます。

他 活動する方は講習会(時 9月7日㊁ 10時～11時)の受講が必要です。日程が合わない場合は、ご相談ください。

ながよ『ねこの手ポイント』(介護予防サポートポイント制度)とは?

高齢者の皆さんのが積極的に社会参加することにより、地域貢献による生きがいや自発的な介護予防につながることを目的としています。



健康・福祉・介護

献血バスのお知らせ

-積極的なご参加をお願いします-

問 健康保険課健康増進係
☎801-5820

献血はたくさんの人々の善意によって支えられ、皆さまの温かな心が多くの尊い命を救っています。

時 8月26日㊁ 9時～16時

所 役場正面玄関

家族介護支援事業を行っています

問 町社会福祉協議会地域福祉課
☎883-7760

●なるほど介護学習会

適切な介護知識・技術の習得を目的としています。

長与町認知症カフェ「ながよみかんカフェ」

問 町社会福祉協議会
☎883-7588
介護保険課包括支援係
☎801-5822

●8月のテーマ 絵本を読もう

時 8月27日㊁ 13時30分～15時30分

所 老人福祉センター大ホール

料 100円

申込み 締切 その他

認知症センター養成講座 実施希望団体募集

問 介護保険課包括支援係
☎801-5822

時 開催可能時間 平日月曜日～金曜日
9時～17時(講座:90分程度)

対 町内のおおむね10人以上のグループ・団体

内 認知症について正しく理解し認知症のある人や家族を見守る応援者「認知症センター」になるための講座

申 希望日の1か月前まで。希望日時と場所をお知らせください。

老人クラブ連合会催し

問 町老人クラブ連合会事務局
(町社会福祉協議会内)
☎883-7760

他 詳しくはお問い合わせください。

●健康講座(体力測定)

時 9月8日水
所 町民体育館

●全会長会議(友愛訪問品支給)

時 9月15日水
所 老人福祉センター大ホール

●交通安全のつどい

時 9月17日金
所 老人福祉センター大ホール

環境

一般家庭からのもやせるゴミ 排出量・資源化量の比較

月	令和3年度	前年度比
6月	586,150kg	▲46,290kg
累計	1,856,830kg	▲75,110kg

紙類の資源化量(同月比較)

分類	6月	前年度比
段ボール	16,150kg	+1,880kg
新聞紙	11,290kg	+2,000kg
雑誌・ざつがみ	24,360kg	+3,910kg
紙パック	1,250kg	▲170kg
合計	53,050kg	+7,620kg

今後もごみの分別や資源化物の拠点回収などにご協力をお願いいたします。

精霊流しに伴う 精霊船の集積所の設置について

問 住民環境課環境係
☎801-5824

町では、感染症予防のため「密接」「密集」を伴う行事は自粛していますが、精霊流しは伝統的慣習であるため、例年通り集積場所を開設します。

時 8月15日㊐18時～21時
※時間厳守

所 指定集積場所

- ・斎藤郷西側埋立地
 - ・高田郷道の尾グラウンド
- ※指定場所に運搬できない方は、事前に自治会長、消防団と協議してください。

他 供物など 集積場所の専用回収箱へ
※こも包みの中に、缶やビンなどの不燃物を入れないでください。

斎藤郷西側埋立地



高田郷道の尾グラウンド



感染症予防対策に ご協力をお願いします／

- 集積場所内の「密接」「密集」(混雑)を回避するため、線香立ては設置しませんのでご了承ください。
- 精霊船やこも包みの持ち込みは最小限の人数で行ってください。
- 人ととの距離を十分にとり、精霊船の持ち込み後は速やかに退場してください。
- 体調不良(発熱や咳など)の場合は、参加を見合わせてください。
- 集積場所ではマスクを着用してください。

くらし

人権相談・行政困りごと なんでも相談

問 総務課行政係 ☎801-5781

合同相談所を開設しています。事前予約は必要ありませんので、お気軽にお越しください。相談は無料で、秘密は堅く守られます。

【人権相談特設相談・行政困りごとなんでも相談】

時 8月17日㊐13時～16時

所 ふれあいセンター

時 9月21日㊐13時～16時

所 長与町公民館

人権相談

法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、いじめ、隣近所とのトラブルなど、人権に関する様々な相談を受け付けます。

【常設人権相談所(長崎地方法務局)】

時 月曜日～金曜日8時30分～17時15分
(祝日を除く)

所 長崎地方法務局 ☎0570-003-110

行政困りごとなんでも相談

総務大臣から委嘱された行政相談委員が、国の仕事など、行政に関する苦情や要望を受け付け、解決や改善を図ります。

行政相談委員 堀恵美子・草野洋

長崎行政監視行政相談センター

☎849-1100

県下一斉「子どもの人権・女性の 悩みごと相談所」を開設します！

問 総務課行政係 ☎801-5781

時 8月21日㊐9時30分～12時30分

所 長与町公民館

内 いじめ、児童虐待、DV、家庭内・男女間トラブルなど子どもと女性の人権問題に関すること

他 お気軽にお越しください

子どもの人権110番強化週間

問 長崎地方法務局人権擁護課
☎ 820-5982

学校におけるいじめ、教師による体罰、家庭内における児童虐待など、子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図り、専用電話相談窓口を開設しています。ひとりで悩まず、電話してください。

【電話相談窓口】

☎ 0120-007-110(全国共通・無料)

時 8月27日金～9月2日木

8時30分～19時(土日:10時～17時)

町県民税第2期の納期限は

8月31日火です

問 税務課住民税係
☎ 801-5785

納期限までに、お近くの金融機関またはコンビニエンスストアで納めましょう。スマートフォンによるモバイル決済もできます。口座振替の方は残高不足にご注意ください。

長崎新聞金婚夫婦表彰 (令和3年度)のお知らせ ~いつまでも仲むつまじく~

問 長崎新聞社事業部
☎ 844-5261

今年結婚50年を迎える金婚ご夫婦に対し、その歩みを祝福し、さらに仲むつまじくお健やかにと願い、広く顕彰します。

●表彰応募

対 昭和46年1月1日～同年12月31日に
結婚された県内のご夫婦

内 9月20日月(敬老の日)の長崎新聞で
対象夫婦を紹介し、表彰状を贈呈。
感染拡大防止のため表彰式は中止し、
「記念写真撮影会」を開催。

申 長崎新聞紙面に掲載する申込用紙を
郵送【応募先:〒852-8601 長崎新
聞社事業部「金婚夫婦表彰」係】

〆 8月13日金(消印有効)

●記念写真撮影会

時 9月18日土、19日日、20日月のうち
いずれかの日 11時～16時

所 長崎会場 長崎新聞文化ホール・アス
トピア

佐世保会場 フォトスタジオ森白汀

対 希望者のみ参加可。事前申込み必要。

料 無料

他 写真は後日お近くの販売センターか
らご自宅へお届け

8月～10月に 「農地利用状況調査」を行います

問 農業委員会農政農地係
☎ 801-5837

農地の有効利用をはかるため、町農業委員、町農地利用最適化推進委員、調査員(地元農業者)が町内の農地などを調査するものです。(※調査時に皆さまの農地に立ち入らせていただく場合があります。土地所有者の立会いは不要です。)

また、農地を耕作・管理しないまま放置すると、病害虫の発生、雑草の繁茂、有害鳥獣の潜入・繁殖などの原因となります。草刈りなど農地を適正に管理していただきますようお願いします。

新規就農個別相談会を開催します

問 産業振興課農林水産係
☎ 801-5836
長崎西彼地域就農支援センター
☎ 0957-22-0057

お盆に帰省される方など、普段来庁が難しい方はこの機会にぜひご相談ください。

時 8月12日木13時30分～16時

所 役場2階第1会議室

内 新規就農者への支援策について(認定新規就農者制度、就農支援資金制度など)

申 電話にて事前申込み

〆 8月10日火

他 就農相談は随時受付中

2月・8月は 北方領土返還運動全国強調月間

問 総務課行政係
☎ 801-5781

北方領土の日の月である2月と旧ソ連が北方四島の占拠を開始した月である8月を強調月間とし、全国各地でイベントが行われています。

北方領土問題の解決に向けて、国民1人1人がこの問題について正しく理解し、北方領土の返還を求める想いを政府に伝え、ロシアとの外交交渉に繋げていきましょう。

●北方領土とは

北海道本島の北東洋上に連なる歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の島々のこととで、日本固有の領土です。しかし、ロシアによる法的根拠のない占拠が今なお続いている。

ポリテクセンター長崎

10月受講生募集
問 ポリテクセンター長崎訓練課
☎ 0957-22-2324
または最寄りのハローワーク窓口

時 施設見学会 8月18日水(訓練体験可)、9月1日水

選考日 9月8日水

合格発表 9月17日金

訓練期間 10月5日火～3月29日火

内 機械CAD科、板金・溶接科、電気設備技術科、設備管理科、住宅リフォーム技術科

料 無料(テキスト代など自己負担)

〆 9月1日水



ポリテクセンター長崎

求人

自衛官募集

申・問 自衛隊琴海地域事務所
☎ 884-2809

航空学生

①海上自衛隊の航空機パイロット

・戦術航空士要員

対 18歳以上23歳未満

②航空自衛隊の航空機パイロット

・戦術航空士要員

対 18歳以上21歳未満

〆 9月9日木

一般曹候補生

自衛官を一生の仕事とし、部隊の中核となって様々な分野で活躍します。

対 18歳以上33歳未満

〆 9月6日月

自衛官候補生

部隊経験を積み、様々な資格を取るなどキャリアアップできます。

対 18歳以上33歳未満

〆 9月6日月

警察官・警察事務職員募集

問 時津警察署警務課
☎ 881-0110

●長崎県警察官I類

時 第1次試験 9月19日日 8月13日金

●長崎県警察官III類

時 第1次試験 10月17日日 8月13日金

●長崎県職員採用試験(高卒程度・警察事務)

時 第1次試験 9月26日日 8月13日金

他 応募資格など詳しくは

ホームページをご覧ください。



求人

長与町文化財調査専門員(パートタイム会計年度任用職員)募集

申・問 生涯学習課文化振興班 ☎801-5822

雇用期間・勤務時間	①発掘調査：10月4日㈪～15日㈮ 9時～17時(休憩：12時～13時) ②遺物整理作業：11月1日㈪～12月28日㈫ 8時45分～15時30分(休憩：12時～13時) ※日程は変更する可能性あり
勤務地	町教育委員会、町内の発掘調査現場
応募資格	<ul style="list-style-type: none"> ・22歳以上の人(令和3年4月1日現在) ・学芸員(考古学専攻)の資格を有する人または同等の知識を有する人 ・発掘調査の経験がある人(アルバイト除く) ・パソコン操作(文書作成・表計算など)のできる人 ・発掘調査現場と遺物整理作業のどちらも勤務できる人 ・職長・安全衛生責任者教育を受けた人 ・地山の掘削および土止め支保工作業責任者技能講習を受けた人 ・高等学校第一種地理歴史免許を有する人 ・普通自動車免許を有する人
勤務内容	埋蔵文化財の発掘調査全般および遺物整理作業 遺構などの実測および図面作成、写真記録・作業管理補助・発掘作業(掘り下げ、遺構・遺物検出、埋め戻し作業など)・遺物の洗浄、接合、整理作業・遺物実測、製図作業、データ作成・遺物写真撮影
報酬	報酬時給1,422円～1,532円(実績などを考慮し決定)
休暇	土日祝日休み。年次有給休暇なし。
保障・手当	通勤手当片道2km以上有り。社会保険雇用保険のみ。
応募方法	申込書を生涯学習課へ郵送または窓口へ直接提出 (申込書は町ホームページの「令和3年度会計年度任用職員名簿への登録」から入手可)
応募締切	8月31日㈫ 17時30分必着
定員	1人
試験	書類審査

ふくし通信

原爆被爆者健康相談事業

問 福祉課高齢者福祉係 ☎801-5826

対 被爆者の方やそのご家族

内 専任指導相談員(看護師)が相談に応対。

相談内容 被爆者に関する福祉・介護保険などの制度の紹介、
健康づくりに関する助言指導など

よくある相談

被爆者の方:原爆手帳の制度、健康に関すること

ご家族の方:介護の相談、原爆手帳の制度、介護保険サービスについて

●対応時間:役場開庁日 9時～17時

※相談員が不在の場合は対応できません。ご了承ください。

●専用ダイヤル:☎801-5553



健康・福祉・介護

介護保険施設などを利用する際の居住費と食費の負担軽減(負担限度額認定)について

問 介護保険課認定給付係 ☎ 801-5823

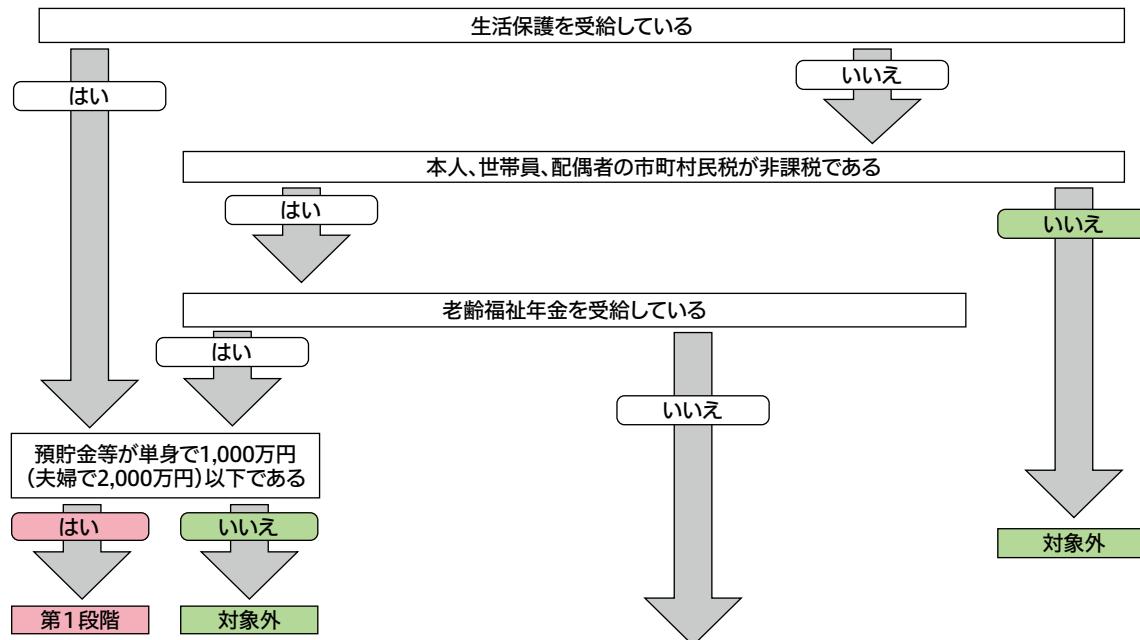
●令和3年8月から負担限度額と認定要件が変わります!

介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)やショートステイを利用する際の居住費・食費について、非課税世帯の方で一定の条件を満たした方は負担軽減制度を利用できます。対象となれば所得に応じた【自己負担の上限(限度額)】が設けられ、これを超える利用者負担はありません。限度額を超えた分は、介護保険から給付されます。8月からの判定については以下を確認してください。

※負担軽減制度を受ける場合は、申請が必要です。

利用者負担段階	負担限度額(日額)				
	居住費(滞在費・部屋代)				食費 ()は短期入所サービス
	従来型個室 ()は介護老人福祉施設、 短期入所生活介護	多床室	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	
第1段階	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
第2段階	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円 (600円)
第3段階①	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円 (1,000円)
第3段階②	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円 (1,300円)

負担限度額認定の判定の流れ



利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況 ^{※2}
第2段階	前年の年金収入等 ^{※1} が80万円以下	単身: 650万円以下 夫婦: 1,650万円以下
第3段階①	前年の年金収入等 ^{※1} が80万円超120万円以下	単身: 550万円以下 夫婦: 1,550万円以下
第3段階②	前年の年金収入等 ^{※1} が120万円超	単身: 500万円以下 夫婦: 1,500万円以下

第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。

※1 公的年金等収入額(非課税年金を含む) + その他の合計所得金額。

※2 各段階に応じて設定されている資産を超えた場合は対象外となります。

65歳になったら老齢基礎年金

問 日本年金機構長崎北年金事務所 ☎861-1354
役場健康保険課年金係 ☎801-5821

老齢基礎年金とは、保険料を納めた期間(保険料免除期間などを含む受給資格期間)が**10年以上**ある方が、原則として65歳になってから受給できるものです。20歳～60歳になるまでの40年間納付した場合に、満額の老齢基礎年金(令和3年度は780,900円)が受給できます。

年金を受けるために必要な期間(受給資格期間)

- ①国民年金の保険料を納付した期間
 - ②国民年金の保険料の免除などを受けた期間(注1)
 - ③昭和36年4月以後の厚生年金の被保険者期間または共済組合の組合員期間
 - ④第3号被保険者であった期間
 - ⑤合算対象期間(カラ期間)(注2)
- } これらを通算して
10年以上

注1:4分の3免除、半額免除、4分の1免除の承認を受けた期間は、それぞれ4分の1納付、半額納付、4分の3を納付しないと未納扱いとなり受給資格期間には含まれません。

注2:年金額には反映されませんが、受給資格期間に反映される期間です。

例えば、昭和36年4月～昭和61年3月までの期間で、厚生年金保険等加入者の配偶者で任意加入しなかった期間(20歳以上60歳未満の期間に限る)、また、昭和36年4月～平成3年3月までの学生であって任意加入しなかった期間(20歳以上60歳未満の期間に限る)などがあります。



消費者注意報

特殊詐欺の主な手口をご紹介します

問 長崎県消費生活センター ☎824-0999 長与町消費生活相談窓口 ☎883-1111

●オレオレ(わたしわたし)詐欺

電話を利用して親族などを装い、事件・事故に対する示談金などを名目に現金を騙し取る手口。現金を指定場所に持参させるか自宅に現金を受け取りに出向く。

▶ポイント

「電話番号が変わった」「風邪をひいて声が変わった」と言われたら、詐欺を疑いましょう。自分が知っている本人の番号や家族に電話し事実を確認してください。

●還付金詐欺

役場などの公的機関の職員を名乗って「医療費の還付金がある」などと言ってATMコーナーまで連れ出し、手続きと思わせて現金を振り込ませる手口。

▶ポイント

還付金手続きはATMではできません。自分で公的機関の連絡先を調べ問合せましょう。

●架空請求

郵便物(はがき、封書)・インターネットなどをを利用して未払金などを名目に現金を騙し取る手口。支払いは、振り込みやコンビニなどで電子マネーを購入させ、パスワードを聞きだし電子マネーを騙し取る。

▶ポイント

身に覚えのない請求は無視し、連絡しないようにしましょう。

●成りすまし詐欺

銀行協会や警察などを名乗り「あなたの口座が悪用されているので新しいキャッシュカードに変更してください。職員を行かせます。」などと言って、暗証番号を書かせたキャッシュカードを騙し取ったり、カードを盗んだりしてATMで現金を引き出す手口。

▶ポイント

銀行協会などがキャッシュカードを預かるはありません。



困ったときは長与町役場相談窓口または長崎県消費生活センターへご相談ください。